

『くまとり世間遺産』認定候補 募集要項

1. 『くまとり世間遺産』の認定主旨および定義（選考基準）

認定主旨：『くまとり世間遺産』は、熊取町という地理的・文化的な範囲の設定と、そこにある人、もの、風景に対して唯一無二という観点から後世に受け継いでいきたい「遺産」の価値を見出す活動です。

そして、この活動から、町民がより一層「わが町を愛し」、他の地域の人々が「訪れてみたい地」にすることを目指しています。

定義：以下の項目を掲げます。認定の際は、これらの項目に照らし合わせて、『くまとり世間遺産』としてふさわしいかを判断します。

- ①熊取町域に所在する人、もの、風景であること
- ②その人、もの、風景に関し、所有者若しくは本人の了承が得られ、公表ができること
- ③文化財指定等により、公的にその価値が認められていないこと
- ④未来に語り継ぎたいと思わせる価値を持つこと
- ⑤個人の思想等を表現・主張するための「作品」でないこと
- ⑥他者の共存を否定する等の反社会的なものでないこと

2. 認定候補（第1次）募集について

- 1) 主催 くまとりにぎわい観光協会
- 2) 募集期間 令和2年7月1日（水）～10月31日（土）
- 3) 応募方法 認定推薦書に必要事項を記入の上、紙またはデータでくまとりにぎわい観光協会事務局に提出してください。
メールまたはFAXでも受付いたします
認定推薦書の様式は、当観光協会のホームページからダウンロードできます
他薦・自薦は問いません
※同一推薦候補が応募された場合は、先着の推薦候補を優先します

4) 推薦書の記入等

当観光協会のホームページに記載している「記入例」を参考にして、必要事項を記入してください。不明な点やご質問がありましたら、お気軽に事務局までお問合せください

5) 推薦書の提出先、問い合わせ先

くまとりにぎわい観光協会 事務局
〒590-0403 大阪府泉南郡熊取町大久保中 1-17-1 駅下にぎわい館
メールアドレス：kumatori-kankou@office.eonet.ne.jp
TEL：072-451-2572
FAX：072-451-2571

3. 『くまとり世間遺産』の認定及び取り扱いについて

推薦いただいた遺産候補は、当観光協会役員会で認定基準に沿って選考し認定いたします。

1) 認定予定日 令和2年11月下旬予定

2) 認定基準 以下の1項目あたり5段階（高評価の場合は5、低評価の場合は1）で評価します。（満点100点）

申請の内容を総合的に審査して、評価点の合計が60点以上と評価される作品を『くまとり世間遺産』として認定します。

| 項目 | 評価の視点 | 掛け率 | 評価点 |
|----------|---|-----|------------|
| 1. 定義 | ・定義に合致していること | 8 | 40 |
| 2. 熊取らしさ | ・他の市町村では見られないもの ・熊取町のイメージアップ・PRにつながるもの | 6 | 30 |
| 3. コンセプト | ・遺産候補に「言い伝え」や、まつわるストーリーがあるもの | 4 | 20 |
| 4. 地域性 | ・地域で愛され、継承されてきたもの ・地域住民に認知され、地域を象徴するもの | 2 | 10 |
| 合計 | | | 100 点満点 |

3) 発表方法 当観光協会のホームページに掲載により発表予定

推薦者に対しては、メールまたは郵送で通知いたします

令和3年度くまとりにぎわい観光協会総会にて表彰式を行う予定です

4) 認定遺産の取り扱い

- ・証書・記念品は所有者等に贈呈します
- ・推薦者には「くまとり世間遺産マイスター」として記念品を贈呈し、今後とも「くまとり世間遺産」の普及活動に寄与していただきます
- ・認定遺産に対する保存や保全についての規制や義務は設けません
- ・認定遺産については、当協会の Facebook 等 SNS や動画（Youtube 等）で広く周知いたします。
- ・くまとりにぎわい観光協会が主催する「町の史跡等ミニツアー」や「有料ガイドツアー」等の行程内に組み込み、広く周知していきます
- ・関係者が互いに自慢し合い、交流できるような催しを設けます